

和知中学校部活動指針

京丹波町立和知中学校

1 目的

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらすために実施する。

また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基盤を育成する。

2 設置部活動

サッカー部（男女）、軟式野球部（男女）、バドミントン部（男女）
バスケットボール部（女）、合唱部（女子）

3 入退部

- (1) 生徒は、年度初めに設置するいずれかの部に参加することを原則とする。
- (2) 加入は保護者の承認を得た上で、所定の用紙で届け出る。（届け出は1年ごと）
- (3) 特別な事情がある場合は、保護者、学級担任、部活顧問等と協議して転退部を認める場合がある。

4 活動計画

- (1) 年間活動計画については、年度当初に提出し、校長の許可を受ける。
- (2) 月別活動計画については、前月の月末までに提出し、校長の許可を受ける。
- (3) 校外で活動を行う場合は、部活動引率届を提出し、校長の許可を受ける。
- (4) 活動計画については、生徒の健康や生活のバランスを考えて作成する。
- (5) 生徒会活動、学級活動等がある場合は、それらを優先させる。

5 活動時間（実際の運動時間）

- (1) 平日は、長くとも2時間程度（朝練習を含む）とする。
- (2) 土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とし、活動計画ボードに内容を記入する。
- (3) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
- (4) 部活動時間（原則）

	通常	短縮時	土・日・祝日	
開始時刻	15時50分	13時45分	9時15分	ただし、公式戦・練習試合等を除く
終了時刻	16時50分	15時45分	12時00分	

- (5) 朝練習は、公式戦の前一週間に限り顧問の指導のもとで行うことができる。（午前7時30分から同8時まで、体操服登校は可、通常の方法で登校する。違反が2回以上あった場合は朝練習を停止する。）
- (6) 体操服での下校は可とする。（更衣する場合は指定された場所で行う。）

6 部活動の停止

- (1) 定期考査前の3日間（土日祝日を除く）。ただし、公式戦が間近にある場合は、別途調整する。
- (2) 次の違反があった場合（1日停止、ミーティング、奉仕活動）
 - ①完全下校時刻を累積で3回守らなかった場合
 - ②全ての部活動を通じて認めていない飲食（買い食い等）があった場合
 - ③携帯電話、ゲーム等の不要物を持参した場合※違反が度重なる場合は、各種大会への参加を認めない場合がある。
- (3) その他、校長が停止を命じた場合

7 休養日

- (1) 週あたり土・日曜日を含む2日以上を設定する。（基本は日・水曜日）
- (2) 大会への参加等で土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保する。（基本は月曜日）

8 部の新設、休・廃部

（新設）

- ・下記の条件を満たす場合、校長の承認を得て許可する。
 - ア 1つの学年で、大会への参加が可能な人数であること
 - イ 指導する顧問の複数配置が可能であること

（休・廃部）

- ・新人大会において、2年連続で自校のみでは大会出場資格がない場合、翌年の4月に休・廃部を検討する。

9 申し合わせ事項

- (1) 顧問が指導できない場合、他の顧問と連携がとれた場合のみ活動できる。
- (2) 休日の部活動（練習、試合を含めて）時には、顧問の指導のもと、スポーツ飲料、熱中症予防対策用の飲食物を認める。
- (3) 活動時の服装は、体操服、ユニフォーム、各部で許可された練習着とする。
- (4) 練習時間の延長はできない。
- (5) 原則として部費の徴収はしない。活動に必要なものは生徒会予算から執行する。
- (6) グラントイレの清掃は、サッカー部と野球部が担当する。
- (7) 部活動中のケガについては、養護教諭、管理職に連絡し適切に処置すること。
- (8) 対外試合の送迎に使用するバスの費用は、学校が負担する。
- (9) 各種陸上大会、駅伝大会等の練習については、別途調整する。

10 その他

- (1) この指針は、本校に設置した部活動に適用する。
- (2) 運動部指導員は、顧問と同様に生徒の指導、引率、大会運営を行うことができる。
- (3) 上記を含め特段の事情がある場合は、校長が判断する。

（平成30年9月1日策定）